

検 定 意 見 書

受理番号 105-102		学校 中学校		教科 美術	種目 美術	学年 1
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (2(6)各学年の「B鑑賞」の題材については、…アジアの文化遺産についても取り上げる…。)	1-(3)	
2	16	左中	6 青い肘掛け椅子に座る少女 解説文 友人の娘を描いた作品。	生徒にとって理解し難い表現である。 (誰の友人か記述が不足している。)	3-(3)	
3	19	下	8 ルツェルン近郊の公園 キャプション バルン美術館蔵	不正確である。 (所蔵先)	3-(1)	
4	48	左上	リード文4行 粘土を焼きあげてつくる 生活用品は、日本各地や世界中でつく られています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「世界中」に対応する鑑賞作品がない。)	3-(3)	
5	48	下	5 九谷焼の皿 キャプション [陶器]	不正確である。 (九谷焼の分類)	3-(1)	
6	48	右下	陶器と磁器 解説文4行 陶土	表記が不統一である。 (53ページ左中「3 白磁籠目菊花貼付壺」の解説では「磁土」)	3-(4)	
7	53	中央	3 白磁籠目菊花貼付壺 キャプション 口径19.6cm 及び、原寸図版	相互に矛盾している。	3-(1)	
8	56	右下	菊池敦己	誤記である。 (池)	3-(2)	
9	66	上中	彩度対比 解説文 及び、図版	誤りである。 (「同じ色」と示した色と解説文との対応関係)	3-(1)	
10	66	上中	見せたいものの周囲の彩度を低くする ことで、鮮やかさがより強調される。 及び、図版	誤りである。 (「見せたいものの周囲」の色と解説文との対応関係)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-103		学校 中学校		教科 美術	種目 美術	学年 2・3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	22 - 23	下	1 松林図屏風（「国宝 松林図屏風－乱世を生きた絵師・等伯－」より）及び、図版	生徒にとって理解し難い表現である。 （22ページ左上 鑑賞「水墨表現の豊かさを味わおう」に照らして、現代の複製品を鑑賞作品として示すこと。）	3-(3)	
2	28	中央	4 夜のポツダム広場 レッサー・ユリィ 及び、図版	生徒にとって理解し難い表現である。 （26ページ リード文2-4行「19世紀後半、…印象派と呼ばれる画家たちが登場します。」及び、28ページ リード文1行「印象派の画家たちは、」に照らして、28-29ページの他の作者と同列に示すこと。）	3-(3)	
3	32	左上	リード文1行 琳派の造形は、江戸時代に尾形光琳の影響を受けて生まれた装飾的な表現です。	生徒にとって理解し難い表現である。 （同ページ下 「琳派」の解説との整合性）	3-(3)	
4	35	中央	5 Rainbowed Rousseauのピエール・ロティ氏の猫 キャプション 266×214cm	誤記である。 （単位）	3-(2)	
5	49	右下	（2345は1の作品の像を一体ずつ鋳造したもの・部分）	誤りである。 （2）	3-(1)	
6	52	中央	コンスタンティン・ブランクーシ [1876～1975/ルーマニア]	誤りである。 （1975）	3-(1)	
7	57	左中	キャプション 阿弥陀如来	誤りである。 （キャプションの位置）	3-(1)	
8	57	中央	キャプション 金剛波羅蜜多菩薩	生徒にとって理解し難い表現である。 （重なった仏像2体のうち、どちらを示しているのか分からない。）	3-(3)	
9	60	下	1 単行本の表紙のためのイラストレーション（「四畳半タイムマシンブルース」より） 図版内 KADOKAWA 角川書店	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
10	80	左下	1 分身ロボットカフェDAWN ver. β	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-104		学校 中学校		教科 美術	種目 美術	学年 1
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 33	左上	左：シルバー・ボー キャプション 左：高さ90cm 右：高さ37cm	不正確である。 (サイズ)	3-(1)	
2	47	左下	文房具のデザイン 図版内 PROPUS, Ain	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
3	51	右上	⑮高松市美術館（香川県）2017年	不正確である。 (2017年)	3-(1)	
4	56	左下	モバイル型のカード 画像内 PILOT	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
5	下巻 3	右中	ポスターカラーで描く 画像内 TUNER COLOR WORKS LTD.	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
6	12	中央	マスキングテープ 画像内 mt	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
7	15	中央	カッターで正方形に切る。 及び、図版	不正確である。 (形状)	3-(1)	
8	33	右中	色相をもとにした配色 解説文1行 青の色相 及び、色相環で示している青の箇所	相互に矛盾している。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-105		学校 中学校		教科 美術	種目 美術	学年 2・3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	14	左下	作家紹介の作品	作者名, 年代, 国名, 大きさ, 材質, 所蔵先が付記されていない。	固有 2-(3)	
2	71	左中	ヒロシマ・アピールズ「HIROSHIMA」 解説文1行 ヒロシマ・アピールズの第24作として 制作されたポスター。	不正確である。 (第24作)	3-(1)	
3	89	左中	大分県 まんじゅうのパッケージ 図版内 おんせん県まんじゅう	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-106		学校 中学校		教科 美術	種目 美術	学年 1
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	11	右下	⑥自らが輝く	年代, 国名, 大きさ, 材質, 所蔵先が付記されていない。	固有 2-(3)	
2	26 - 29		全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (左隻の作者)	3-(3)	
3	26	左中	六曲一双の説明図	誤りである。 (左隻第六扇の落款)	3-(1)	
4	29	右上	狩野永徳 [京都府・1543~90]	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (桃山時代における京都府の表記)	3-(3)	
5	33	下	②冠 キャプション 85×75cm	不正確である。 (サイズ)	3-(1)	
6	39	左中	ピースをコンピュータに取り込み、つなげる。画像内 ASUS	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
7	39	下	条件をもとに友だちと模様の組み合わせを考えてみましょう。 ⑬模様でつながろう 図版 及び、つながる模様のつくり方	相互に矛盾している。	3-(1)	
8	45	左上	マークのキャプション 箱崎九大前駅	誤りである。 (駅名)	3-(1)	
9	45	右上	西島雅幸 [福岡県・1999~]	誤りである。 (1999)	3-(1)	
10	47	中央	⑤葛飾区柴又の英語のパフレット 図版内 Toshi Shuppan Co.,Ltd.,	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 105-107		学校 中学校		教科 美術	種目 美術	学年 2・3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 10	上	鑑賞マーク 及び、学びの目標	相互に矛盾している。	3-(1)	
2	13	左上	②円盤投げ	年代が付記されていない。	固有 2-(3)	
3	24	右下	富嶽三十六景 解説文5行 錦絵	表記が不統一である。 (本題材、及び、同ページ右下 参照で示している箇所 の解説では「浮世絵」)	3-(4)	
4	32	中央	①光の湖 図版	印刷が鮮明でない。	固有 3-(1)	
5	51	中央	⑥若い夢 及び、1967	相互に矛盾している。	3-(1)	
6	55	右中	制作の流れ4 解説文2-4行 彫刻刀で形の細部をつくり込む。	用具の選択、扱いが不適切である。 (粘土の制作に彫刻刀を用いること。)	固有 2-(1)	
7	下巻 10	右上	②自画像 キャプション 61×50cm	不正確である。 (サイズ)	3-(1)	
8	20	右下	①風	年代が付記されていない。	固有 2-(3)	
9	23	左下	⑤ルーアン大聖堂、 夜明けの正面口とアルバン塔	年代が付記されていない。	固有 2-(3)	
10	23	下	⑥ルーアン大聖堂、太陽の効果	年代が付記されていない。	固有 2-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

